平成 24 年５月 21 日

各　位

会社名　　株式会社　遠　藤　照　明
代表者名　　代表取締役社長　遠藤良三
コード番号　６９３２　大証　第２部
問合せ先　　取　締　役
　　経営品質本部長　佐川武志
ＴＥＬ　　０６－６２６７－７０９５

新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年５月 21 日開催の当社取締役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出し（以下併せて「公募増資等」と総称する。）、並びに第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本資金調達の背景と目的

当社は昭和 42 年の創業以来、照明器具のオリジナルブランドメーカーとして、お客様の声を直接聞き、スピーディかつフレキシブルな姿勢で製品開発につなげ、きめ細かな対応を着実に積み重ねてきた結果、現在では、「高付加価値空間創造企業」として、国内の商業施設においてトップクラスのシェアを獲得するまでに成長してまいりました。

とりわけ当社の最も重要としている価値観として、単に明るさを提供するだけの照明器具を製造販売するのではなく、「光」の働きで人間や環境に与える影響や効果等を重視した製品開発と環境（高付加価値空間）の創造を、企業の職業的使命として取り組んでまいりました。会社設立以来一貫して、ハード面である「高効率で目的に合致した高性能な照明器具」の開発及び製造と、ソフト面である「高付加価値空間創造のための照明計画、照明デザインならびに提案営業力」において「質」、「量」ともに他社に勝る体制を構築してまいりました。

成熟傾向にある国内の照明市場ですが、画期的な光源として注目を集めるＬＥＤの出現によって、再び成長トレンドに入ろうとしています。当社では平成 22 年に業務用ＬＥＤ照明シリーズ「ＬＥＤＺ（レッズ）」を本格的に発売し、業界トップの品揃えと性能をいち早く実現しました。既に各種専門店をはじめ、百貨店、オフィス、工場、公共施設などの著名物件に多数納品し、大手設計事務所やスーパーゼネコン、サブコンなどにも支持され受注拡大につながっています。今後は、ＬＥＤ照明の世界トップ企業を目指し、経営資源をＬＥＤ照明に集中させてＬＥＤ照明の技術力とノウハウに磨きをかけ、グローバル市場をターゲットとした新たな成長ステージへの飛躍を図り、子会社の中国、タイの

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

海外製造拠点を活用して価格競争力のある製品を全世界の顧客にタイムリーに供給する体制を構築するとともに、さらなるブランド力の強化に力を注ぎたいと考えております。

今後、ＬＥＤ照明市場は、グローバルでの省エネ意識の高まり、及び白熱電球の生産中止に伴う置き換え需要、環境への配慮の高まりから、グローバルベースで成長が見込まれる分野であります。その中で、当社がＬＥＤ照明における世界トップ企業として成長を遂げていくためには、技術力、価格競争力、顧客対応力を強化し、お客様のニーズに対応する付加価値の高い製品供給を可能にする相応の規模の継続的な投資が必要となります。収益体質の確立に向けた成長への投資資金を確保することは、当社が掲げる「高付加価値空間創造企業」として常に新しい価値を創出し、ＬＥＤ照明事業を通じて低炭素社会創造に貢献するという当社の経営理念を達成する上でも、重要な課題であると考えております。

当社は、今回の公募増資等及び本新株予約権付社債の発行による資金調達（以下「本資金調達」という。）の実行により、ＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指すために必要な戦略的投資資金を確保するとともに、自己資本の増強及び借入金の返済による財務バランスの向上を目指します。具体的には、ＬＥＤ照明器具の市場拡大に対応し、当社グループでは平成 23 年度末から、テクニカルセンター新設（※）及び中国工場の第３工場建設に着手しており、平成 24 年度からテクニカルセンター試験設備新設及び佐野工場物流棟新築、中国工場の粉体塗装設備増設、タイ工場の第３工場建設、自動ラックシステム新設、機械設備増設並びに金型購入等に充当する予定をしております。この投資により生産能力を現在の約 1.7 倍の月 47 万台とし、今後日本市場に加え中国、欧州、米国など海外市場への本格開拓を目指しております。また、本資金調達の一部を借入金の返済に充当することにより、ＬＥＤ照明事業の業容拡大や、ＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指すために必要な投資余力が確保され、今後持続的な成長を実現するための礎となる財務基盤の強化にも繋がるものと考えております。

（※）東大阪市に新設し、開発、品質、生産の各機能の集約と効率化を図るものであります。

当社は本資金調達を通じた設備増強資金の確保により、成長を続けるＬＥＤ照明における収益機会を逃すことなく集中的に戦略的な投資を実施するとともに、資本の充実により、持続的な成長を支える安定した財務基盤を確立することで、株主をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

２．公募増資等及び第三者割当による本新株予約権付社債発行の同時実施の意義・目的

当社は、ＬＥＤ照明におけるトップ企業へのさらなる成長を遂げるために必要な資金調達を計画するとともに、財務基盤の強化による経営基盤の安定化を実現するための資金調達手法について幅広く検討を行ってまいりました。

資金調達手法の選択に際しては、各資金調達手法の既存株主に対する希薄化の影響、財務改善への影響、調達に要するコスト、時間等を踏まえ、それぞれの手法のメリット、デメリットを勘案致しました。この結果、公募増資等を調達手法の軸とし、潜在株式は生じるものの以下の特徴（※１）を有し、負債性調達手段の特性と資本性調達手段の特性を併せ持つ本新株予約権付社債と組み合わせた調達とすることが現状の当社及び株主の皆様にとって最適な資金調達手法であるものと判断いたしました。

なお、総調達規模については、当社グループが策定した収支計画及び設備投資計画を踏まえた必要調達資金を勘案した上で決定しており、公募増資等及び本新株予約権付社債による調達額の内訳については、公募増資等による新株発行に係る直接的な希薄化の程度と財務体質の改善効果のバランス、本新株予約権付社債の発行条件、直近の株価動向等の市場環境を配慮の上で決定をしております。

（※１）資本性調達手段としての本新株予約権付社債の特徴

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（ⅰ）発行から約３年経過後の平成 27 年３月 24 日において、平成 87 年３月 31 日満期の劣後社債を交付対価として、残存する本新株予約権付社債の全てを当社が強制的に取得する設計となっていることから、償還期限のない株式と実質的に同様の永続性が確保されていること

（ⅱ）弁済順位が当社の現在及び将来の全ての一般債務に劣後し、最優先株式と同等の順位となる設計となっていること

「最優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの（複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの）をいう。

（ⅲ）一定の事由が生じた場合には利息の支払いが制限されること

また、本新株予約権付社債につきましては、第三者割当の方法により、当社代表取締役専務である遠藤邦彦（以下「当社専務」という。）が発行済株式総数の 99.9%超の株式を有する株主であり、当社代表取締役社長遠藤良三（以下「当社社長」という。）と生計を同一としており当社株主でもある遠藤正子氏が代表取締役兼株主である株式会社アーバン（※２）（以下「当社筆頭株主」という。）へ割り当てることを予定しております。これは、当社がＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指してさらなる成長を遂げるため、当社代表取締役として当社社長とともに経営面でリーダーシップを発揮することはもちろんのこと、成長のために必要な投資のための資金調達に関しても、当社筆頭株主を介して自ら資金面からも責任を担いたいとの当社専務及び遠藤正子氏の意向によるものであります。当社は本資金調達を梃子として、ＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指し、さらなる成長を遂げることを目指しておりますが、このような当社の決意と目的に、当社創業者である当社社長、当社専務及び遠藤正子氏（以下「創業家一族」という。）も経営面、資金面の両面において引き続き大きな責任を担っていきたいとの意向であります。

当社といたしましては、本新株予約権付社債の引受けを通じて当社筆頭株主からの資金を調達することは、上述のとおり経営面、資金面の両面において責任を担うという創業家一族の強い意思の表れであり、このような創業家一族による揺るぎ無いコミットメントは、当社がＬＥＤ照明に経営資源を集中し成長を続けていく上で必須であると考えております。本資金調達による戦略的投資を実現させるためには、資金調達の確実性の向上とリスクマネーを投じていただいている株主の皆様のご理解が非常に重要なものであると考えております。当社筆頭株主から資金を調達することは資金調達の確実性を高める効果を有するとともに、発行当初は負債であり、転換価額が時価よりも高い水準で設定されている本新株予約権付社債によって調達することで直接的な希薄化が抑制されることから、既存株主の皆様からのご理解も相対的に得やすいものと判断し、当社筆頭株主の上述の意向を受け入れることといたしました。

（※２）平成 24 年３月末現在の当社株式 27.49%保有の当社筆頭株主

また、公募増資等及び第三者割当による本新株予約権付社債が全額転換行使された後の当社筆頭株主及び創業家一族の合算した保有株式比率は現在とほぼ同水準にとどまると想定されます。すなわち、当社筆頭株主は、本新株予約権付社債の取得後、これに付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を行使して株式を取得する意向であり、取得した株式については売却を目的とせず、中長期的に保有すると伺っております。仮に本新株予約権が全て行使された場合には、当社筆頭株主及び創業家一族保有株式を合算した当社発行済株式総数対比の持株比率 35.55%（平成 24 年３月末現在）が 34.25%（※）となり、公募増資等前後においてほぼ同水準にて維持されることになります。当該持株比率の維持により、当社がＬＥＤ照明に経営資源を集中し成長していくことに対し、当社筆頭株主及び創業家一族の当社経営へのコミットメントを従来と同様に維持することが可能となります。当社といたしましても、創業家一族が安定株主として当社経営に関与し続けることが、安定した経営基盤のもとでの持続的な成長の実現に寄与すると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（※）平成 24 年３月 31 日現在の発行済株式総数に公募による新株式発行数及び第三者割当増資による募集株式数の全株に対し三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の上限 270,000 株を加え、本新株予約権付社債は転換価額が未定であるため、仮に発行決議日の前営業日である平成 24 年５月 18 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（2,478 円）に基づき転換価額を計算した場合において交付される普通株式（373,552 株）を前提として算出しております。

公募増資等の発行価格等諸条件は、平成 24 年５月 29 日(火)から平成 24 年５月 31 日(木)までのいずれかの日にブックビルディング方式（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式）により当社株式に対する需要動向の把握を勘案して決定されますが、本新株予約権付社債の当初転換価額についても公募増資等の条件が決定される日と同日に決定されます（当該日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.08 を乗じて算出される金額)。公募増資等の発行価格等諸条件の決定日と本新株予約権付社債の当初転換価額決定日を同日としております理由は、発行条件の決定に際して参照する株価を一致させることにより、公募増資等により当社発行新株式に応募いただく投資家と本新株予約権付社債の割当先との間で、当初の意図に反した一方の他方に対する不利益の発生を回避するためです。公募増資等の発行条件は、現在の株式発行市場の慣行として一般的なブックビルディング方式により発行決議日以降に決定されますので、本新株予約権付社債の当初転換価額も、同日に設定する場合、発行決議日以降に決定されることとなります。

なお、社外監査役を含む当社全監査役から、当社の財務状況をふまえ、かつ、他の資金調達方法によった場合に調達までにかかる期間及び資金調達に係る費用等を勘案して検討を行った結果、当該公募増資等及び本新株予約権付社債の発行を行うことは、設備投資を目的とした資金調達の確実性を高め、加えて当社の資本充実による財務体質の強化及び経営基盤の安定につながり、ひいては株主価値の向上に資するものであって、現在の当社にとって必要かつ相当な手段であると思料する旨、及び本新株予約権付社債の発行条件は、発行プロセスを検討し確認した結果、割当先に特に有利ではなく、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権付社債を発行することは適法と判断される旨の意見が示されております。また、当社社長が生計を同一としている遠藤正子氏が代表取締役であり、当社専務が発行済株式総数の 99.9%超の株式を有する株主である当社筆頭株主が、本新株予約権付社債を第三者割当の方法により引き受けることになりますが、本新株予約権付社債の発行は、当社社長及び当社専務が特別の利害関係を有する取締役に該当するため、取締役会において、本新株予約権付社債の発行についての議決に当社社長及び当社専務は加わっておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

３．本資金調達の概要

	公募増資等	本新株予約権付社債(注) 3
発行証券	当社普通株式	新株予約権付社債
調達形式	募集及び売出し(注) 1	第三者割当
募集株式数 売出株式数 発行金額	募集株式数：1,800,000 株(内、自己株式の処分 843,400 株) オーバーアロットメントによる売出株式数：270,000 株(注) 1	発行金額：10 億円
利率	－	年２％
発行価格、処分価格、売出価格 又は転換価額等決定日	平成 24 年５月 29 日(火)から平成 24 年５月 31 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。)。 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により決定する。	左記公募増資等における発行価格、処分価格及び売出価格の決定日と同日 (注)当初転換価額は、左記期日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.08 を乗じて算出される金額とする。
払込期日	平成 24 年６月５日(火)から平成 24 年６月７日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。	平成 24 年６月 15 日(金)
手取概算額	上限 4,084,886,400 円(注) 2	992,000,000 円
資金使途	設備投資資金及び借入金返済	同左

(注) 1　オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式 270,000 株の第三者割当増資を行うことを同日付で本日決議しております。当該第三者割当増資に係る払込期日は、平成 24 年７月４日(水)です。

2　平成 24 年５月 15 日現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した手取見込概算額です。

3　本新株予約権付社債の発行は第三者割当形式で行われますが、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておらず、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第２条に定める「ＭＳＣＢ等」には該当しません。また、当社が本新株予約権付社債の割当先の確認も得て知る限り、本新株予約権付社債の発行と密接不可分であって、本新株予約権付社債と一体として日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第２条第２号柱書と同等の効果を有する金融商品取引法第２条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引に係る契約が締結されている、又は締結される予定である事実はありません。

4　公募増資等の詳細については別紙１を、また本新株予約権付社債の詳細については別紙３をそれぞれご参照ください。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

４．本調達資金の使途及び支出予定時期

今回の公募増資等による手取概算額 3,552,336,000 円については、公募増資等と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 532,550,400 円及び本新株予約権付社債発行による手取概算額 992,000,000 円と合わせ、手取概算額合計上限 5,076,886,400 円について、1,834,000,000 円を平成 26 年３月末までに当社テクニカルセンターの建物及び建物付属設備の新設及び増設、並びに当社佐野工場の建物の新設及び増設のための投資資金、及びＬＥＤ新製品開発のための金型等投資資金に、1,400,000,000 円を平成 25 年３月末までに当社子会社等への投融資資金に、残額を平成 24 年７月に短期借入金の返済に充当する予定であります。上記資金需要の発生までは、上記手取金は預金口座で管理する予定です。

投融資先の資金使途については、950,000,000 円を平成 26 年３月末までに当社子会社である昆山恩都照明有限公司における中国での照明器具関連事業の生産増強のための設備投資資金に、450,000,000 円を平成 25 年３月末までに当社子会社である ENDO Lighting (THAILAND)Public Co., Ltd. におけるタイでの照明器具関連事業の生産増強のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画は、平成 24 年５月 21 日現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成 24 年４月 30 日現在)、以下のとおりとなっております。

①当社

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容及び投資の主な目的	投資予定額		資金調達方法	着工年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）				
当社	高井田事業所（東大阪市）	照明器具関連事業	テクニカルセンター新設	698	200	自己資金、借入金、増資資金及び本新株予約権付社債発行資金	平成 24 年３月	平成 24 年９月	―
		照明器具関連事業	テクニカルセンター試験設備新設	294	―	同上	平成 24 年９月	平成 24 年 10 月	―
	佐野工場（佐野市）	照明器具関連事業	佐野工場物流棟新築	618	―	同上	平成 25 年６月	平成 26 年１月	―
	佐野工場等	照明器具関連事業	金型購入等	424	―	同上	平成 24 年４月	平成 25 年３月	―
合　計	―	―	―	2,034	200	―	―	―	―

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

②在外子会社

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容及び投資の主な目的	投資予定額		資金調達方法	着工年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）				
昆山恩都照明有限公司	中国工場（中国江蘇省昆山市）	照明器具関連事業	第３工場建設	1,217	500	自己資金及び当社からの投融資資金（注）３	平成24年1月	平成24年10月	月産25万台（10万台増）
		照明器具関連事業	粉体塗装設備増設	157	―	同上	平成25年6月	平成25年12月	―
		照明器具関連事業	金型購入等	148	―	同上	平成24年6月	平成25年3月	―
ENDO Lighting (THAILAND) Public Co.,Ltd.	タイ工場（タイ国サムットプラカーン県）	照明器具関連事業	第３工場建設	300	―	同上	平成24年5月	平成24年12月	月産15万台（5万台増）
		照明器具関連事業	自動ラックシステム新設	100	―	同上	平成24年10月	平成25年2月	―
		照明器具関連事業	機械設備（ドローイングマシン等）増設	44	―	同上	平成24年10月	平成24年11月	―
		照明器具関連事業	金型購入等	70	―	同上	平成24年4月	平成25年3月	―
合　計	―	―	―	2,036	500	―	―	―	―

（注）１　上記金額には消費税等は含まれておりません。
２　完成後の増加能力につきましては算定が困難なため、一部記載を省略しております。
３　「当社からの投融資資金」は、当社が今回の公募増資等及び本新株予約権付社債発行による調達資金を子会社へ投融資するものであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,462,068株	（平成24年５月21日現在）
公募増資による増加株式数	956,600株	
公募増資後発行済株式総数	14,418,668株	
第三者割当増資による増加株式数	270,000株	（注）
第三者割当増資後発行済株式総数	14,688,668株	（注）

（注） 前記「３．本資金調達の概要」（注）１に記載の第三者割当増資による募集株式数の全株に対し三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

２．今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	844,450株	（平成24年３月31日現在）
自己株式の処分による減少株式数	843,400株	
自己株式の処分後の自己株式数	1,050株	（注）

（注） 株主名簿上は、当社名義になっておりますが、実質的に所有していない株式が 1,000 株あります。

３．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、長期的に安定配当を維持していくことを基本方針としておりますが、企業の収益状況や内部留保の厚みなど、経営状態に応じ斟酌されるべきものと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、定款において「取締役会の決議をもって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。」旨を定めております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、長期的展望にたった新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
１株当たり連結当期純損益	△141.98円	26.55円	36.13円	173.02円
１株当たり年間配当金 （内1株当たり中間配当金）	15.00円 （7.50円）	10.00円 （―円）	15.00円 （5.00円）	30.00円 （12.50円）
実績連結配当性向	―	37.7%	41.5%	17.3%
自己資本連結当期純利益率	△23.5%	5.0%	6.5%	27.3%
連結純資産配当率	2.5%	1.9%	2.7%	4.7%

（注）１ 実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純損益で除した数値です。

２ 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

資本（期首自己資本と期末自己資本の平均）で除した数値であります。

3　連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る１株当たりの年間配当金を１株当たり連結純資産（期首１株当たり連結純資産と期末１株当たり連結純資産の平均）で除した数値であります。

4　平成 24 年３月期の数字については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

４．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績

	平成21年３月期	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
連結売上高	16,653 百万円	13,158 百万円	18,890 百万円	26,847 百万円
連結営業利益	859 百万円	154 百万円	2,300 百万円	4,147 百万円
連結経常損益	652 百万円	△81 百万円	1,842 百万円	3,493 百万円
連結当期純損益	△1,868 百万円	341 百万円	455 百万円	2,183 百万円
１株当たり連結当期純損益	△141.98 円	26.55 円	36.13 円	173.02 円
１株当たり配当金	15.00 円	10.00 円	15.00 円	30.00 円
１株当たり連結純資産	513.50 円	545.26 円	558.86 円	709.09 円

（注）　平成 24 年３月期の数字については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 24 年５月 21 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,462,068 株	100.00%
潜在株式数	－	－

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
始値	156 円	379 円	716 円	1,650 円
高値	422 円	716 円	1,660 円	2,529 円
安値	141 円	287 円	641 円	1,551 円
終値	375 円	701 円	1,640 円	2,478 円
株価収益率	14.1 倍	19.4 倍	9.4 倍	―

（注）１　平成 25 年３月期の株価については、平成 24 年５月 18 日現在で表示しております。

２　株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成24年３月期については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。また、平成25年３月期については未確定のため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

② 最近６か月間の状況

	平成 23 年 11 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 １月	平成 24 年 ２月	平成 24 年 ３月	平成 24 年 ４月
始　　値	1,200 円	1,146 円	1,314 円	1,417 円	1,545 円	1,650 円
高　　値	1,315 円	1,321 円	1,505 円	1,606 円	1,660 円	1,868 円
安　　値	995 円	1,057 円	1,270 円	1,399 円	1,490 円	1,551 円
終　　値	1,115 円	1,300 円	1,397 円	1,558 円	1,640 円	1,845 円

③ 発行及び処分決議日前営業日における株価

	平成 24 年５月 18 日現在
始　　値	2,437 円
高　　値	2,529 円
安　　値	2,390 円
終　　値	2,478 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

５．今後の見通し

今回の公募増資等及び本新株予約権付社債の発行により、当社が平成 24 年５月 11 日付で公表している業績予想への修正はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（別紙１）

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　956,600 株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年５月 29 日(火)から平成 24 年５月 31 日(木)までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定する。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（４）	募集方法	一般募集とし、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
（５）	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（６）	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
（７）	払込期日	平成24年６月５日(火)から平成24年６月７日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。
（８）	申込株数単位	100 株

（９）　払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役専務　遠藤邦彦に一任する。

（10）　前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．公募による自己株式の処分（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　843,400 株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
（３）	募集方法	一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

（４）引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（５）申込期間　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。

（６）払込期日　平成24年６月５日(火)から平成24年６月７日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。

（７）申込株数単位　100 株

（８）払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役専務　遠藤邦彦に一任する。

（９）前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本公募による自己株式の処分も中止する。

３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類及び数　当社普通株式　270,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

（２）売出人　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

（３）売出価格　未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）

（４）売出方法　一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 270,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

（５）申込期間　一般募集における申込期間と同一とする。

（６）受渡期日　一般募集における払込期日の翌営業日とする。

（７）申込株数単位　100 株

（８）売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役専務　遠藤邦彦に一任する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（9） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4．第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1．を参照のこと。）

（1） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　270,000株

（2） 払込金額の決定方法　発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

（3） 増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（4） 割当先　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

（5） 申込期間（申込期日）　平成24年7月3日(火)

（6） 払込期日　平成24年7月4日(水)

（7） 申込株数単位　100株

（8） 上記（5）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

（9） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役専務　遠藤邦彦に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３.当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」及び「２．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 270,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、270,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成 24 年５月 21 日(月)開催の取締役会において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式 270,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 24 年７月４日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 24 年６月 25 日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

２．調達資金の使途及び支出予定時期

（１）今回の調達資金の使途

前記「４．本調達資金の使途及び支出予定時期」（P 6）をご参照ください。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の資金調達によって、ＬＥＤ照明におけるトップ企業へのさらなる成長に向けた戦略投資のための資金を獲得するとともに、成長のための堅固な財務基盤が確立されるものと考えております。これは、中長期的に当社グループの持続的な成長に資するものと考えております。

３．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

（３）ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社アーバン、遠藤良三、遠藤正子及び遠藤邦彦は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行、株式分割による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（別紙２）

１．本新株予約権付社債の募集の概要

（１）	払込期日	平成 24 年６月 15 日(金)
（２）	新株予約権の総数	10 個
（３）	社債及び新株予約権の発行価格	各本社債(別紙３で定義する)の払込金額:金１億円(本社債の金額 100 円につき金 100 円) 各本新株予約権(別紙３で定義する)の払込金額：無償
（４）	当該発行による潜在株式数	当該発行による潜在株式数は、転換価額が未定であるため算出されません。当初転換価額は、当初平成 24 年５月 21 日の取締役会決議に基づき発行される当社普通株式に係る発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近の取引日の終値）に 1.08 を乗じて算出される金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げて算出いたします。
（５）	資金調達の額	金 1,000,000,000 円
（６）	転換価額	上記「（４）当該発行による潜在株式数」に記載のとおり、当初転換価額は平成 24 年５月 21 日の取締役会決議に基づき発行される当社普通株式に係る発行価格等決定日に決定いたします。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
（７）	募集又は割当方法（割当先）	第三者割当により全額を株式会社アーバンに割当てます。
（８）	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

２．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,000,000,000円	8,000,000円	992,000,000円

（注） 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

前記「４．本調達資金の使途及び支出予定時期」(P 6) をご参照ください。

３．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回調達する資金を、ＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指すために必要な戦略的投資資金に充当し、成長を続けるＬＥＤ照明における収益機会を逃すことなく集中的に戦略的な投資を実施します。また、調達資金の一部を借入金の返済に充当することにより、ＬＥＤ照明事業の業容拡大に必要な投資余力が確保され、今後持続的な成長を実現するための礎となる財務基盤の強化を目指します。当社としましては、今回の資金調達の目的は株主をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に資するものであると考えており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

４．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の発行条件である、払込金額、転換価額、利率等につきましては、当社株価水準、当社株式の株価変動性、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区）（以下「プルータス」という。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「プルータス報告書」という。）を取得しております。プルータス報告書では、本新株予約権付社債について当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、発行後の社債権者の保有方針等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。なお、社債権者は、中長期的な保有を前提としているため市場での売却は想定せず、転換時の株価に転換して得られる株数を乗じた額を社債権者が得られるキャッシュ・フローとみなして算定を行っております。

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるプルータスによるプルータス報告書における評価結果も勘案し、今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)金利減免効果など新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であると判断いたしました。

本新株予約権付社債の当初転換価額については公募増資等の条件が決定される日と同日に決定されます（当該日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.08 を乗じて算出される金額）。公募増資等の発行価格等決定日と本新株予約権付社債の当初転換価額決定日を同日としております理由は、発行条件の決定に際して参照する株価を一致させることにより、公募増資等により当社発行株式に応募いただく投資家と本新株予約権付社債の割当先との間で、当初の意図に反した一方の他方に対する不利益の発生を回避するためです。公募増資等の発行条件は、現在の株式発行市場の慣行として一般的なブックビルディング方式により発行決議日以降に決定されますので、本新株予約権付社債の当初転換価額も、同日に設定する場合、発行決議日以降に決定されることとなります。本新株予約権付社債の当初転換価額が発行決議日以降に決定されることは、上記理由によるものであり、法令に悖るものではございません。

また、かかる議論を踏まえ、当社監査役全員が、上記算定根拠による本新株予約権付社債の発行条件の合理性に関し、発行プロセスを検討し確認した結果、割当先に対し特に有利でないとの意見を述べております。

さらに、当社は、今回採用した各種条件につき、第三者である法律事務所にも検証を依頼し、プルータス報告書における評価結果等に照らし、本新株予約権付社債の発行条件が、割当先に対し特に有利でないことを含め日本国の法令に抵触しないことを確認しております。

（２）発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の当初転換価額は、平成 24 年５月 21 日の取締役会において決議された公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分に係る発行価格等決定日（平成 24 年５月 29 日（火）から平成 24 年５月 31 日（木）までの間のいずれかの日とし、当該発行価格等は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式により決定されます。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.08 を乗じて算出される金額に決定されますが、仮に発行決議日の前営業日である平成 24 年５月 18 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき計算した場合、当社普通株式の発行済株式総数 13,462,068 株及び総議決権数 126,176 個に対する潜在株式数 373,552 株及び潜在議決権数 3,735 個の希薄化率は、それぞれ 2.77%、2.96%（小数点以下第３位を四捨五入）となります。しかし、今回の公募増資等と本新株予約権付社債の発行は、当社がＬＥＤ照明における世界トップ企業へとさらな

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

る成長を遂げるための必要資金の調達を企図するとともに、ＬＥＤ照明事業の業容拡大や、ＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指すための投資余力の確保も見据えた中長期的な成長を実現するために必要な財務基盤の強化に繋がるものであると考えており、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

５．割当先の選定理由等

（１）割当先の概要

①	商号	株式会社アーバン
②	本店所在地	奈良県奈良市西大寺新池町４番 40 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　遠藤正子
④	事業内容	資産管理業務等
⑤	資本金の額	13,000,000 円
⑥	設立年月日	昭和 59 年３月 28 日
⑦	発行済株式数	7,090 株
⑧	事業年度の末日	12 月 31 日
⑨	従業員数	１名
⑩	主要取引先	－
⑪	主要取引銀行	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
⑫	大株主及び持株比率	遠藤邦彦　　99.98％
⑬	当社との関係等	資本関係：当該会社は平成 24 年３月 31 日現在、当社の普通株式を発行済株式総数対比で 27.49％保有しております。当社が保有する当該会社の株式はありません。
		取引関係：当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。
		人事関係：当社と当該会社との間には、記載すべき人事関係はありません。
		関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の主要株主に該当いたします。

⑭　最近３年間の経営成績及び財政状態

	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
純資産	364	532	598
総資産	1,267	1,743	1,778
１株当たり純資産（円）	65,951	75,056	84,483
売上高	0	40	83
営業利益	△4	35	79
経常利益	4	40	76
当期純利益	2	32	66
１株当たり当期純利益（円）	404	4,612	9,426
１株当たり配当金（円）	－	－	－

（単位：百万円。特記しているものを除く）

※割当先は、国内の金融商品取引所において株式を上場していない非上場会社でありますが、株式会社大阪証券取引所に上場している当社の代表取締役専務である遠藤邦彦が発行済株式総数の 99.9％超の株式を有する株主である同人の資産管理会社であり、反社会的勢力とは無関係であります。また、割当先は、反社会的勢力と関係を有する取引先を有しておらず、子会社及び従業員も有しておりません。さら

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

に、当社は、割当先の遠藤邦彦以外の株主及び役員につき反社会的勢力と何らの関係を有していないことも聴取により確認しており、また、割当先より割当先が反社会的勢力とは無関係である旨の証明書も取得しております。かかる事実に基づき、割当先、当該割当先の役員又は株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

（２）割当先を選定した理由

本新株予約権付社債につきましては、第三者割当の方法により、当社専務が発行済株式総数の 99.9％超の株式を有する株主であり、当社社長と生計を同一としており当社株主でもある遠藤正子氏が代表取締役兼株主である当社筆頭株主へ割り当てることを予定しております。これは、当社がＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指してさらなる成長を遂げるため、当社代表取締役として当社社長とともに経営面でリーダーシップを発揮することはもちろんのこと、成長のために必要な投資のための資金調達に関しても、当社筆頭株主を介して自ら資金面からも責任を担いたいとの当社専務及び遠藤正子氏の意向によるものであります。当社は本資金調達を梃子として、ＬＥＤ照明における世界トップ企業を目指し、さらなる成長を遂げることを目指しておりますが、このような当社の決意と目的に、創業家一族も経営面、資金面の両面から引き続き大きな責任を担っていきたいとの意向であります。

当社といたしましては、本新株予約権付社債の引受けを通じて当社筆頭株主からの資金を調達することは、上述のとおり経営面、資金面の両面において責任を担うという創業家一族の強い意思の表れであり、このような創業家一族による揺るぎ無いコミットメントは、当社がＬＥＤ照明に経営資源を集中し成長を続けていく上で必須であると考えております。本資金調達による戦略的投資を実現させるためには、資金調達の確実性の向上とリスクマネーを投じていただいている株主の皆様のご理解が非常に重要なものであると考えております。当社筆頭株主から資金を調達することは資金調達の確実性を高める効果を有するとともに、発行当初は負債であり、転換価額が時価よりも高い水準で設定されている本新株予約権付社債によって調達することで直接的な希薄化が抑制されることから、既存株主の皆様からのご理解も相対的に得やすいものと判断し、当社筆頭株主の上述の意向を受け入れることといたしました。

また、公募増資等及び第三者割当による本新株予約権付社債が全額転換行使された後の当社筆頭株主及び創業家一族の合算した保有株式比率は現在とほぼ同水準にとどまると想定されます。すなわち、当社筆頭株主は、本新株予約権付社債の取得後、これに付された本新株予約権を行使して株式を取得する意向であり、取得した株式については売却を目的とせず、中長期的に保有すると伺っております。仮に本新株予約権が全て行使された場合には、当社筆頭株主及び創業家一族保有株式を合算した当社発行済株式総数対比の持株比率 35.55％（平成 24 年３月末現在）が 34.25％（※）となり、公募増資等前後においてほぼ同水準にて維持されることになります。当該持株比率の維持により、当社がＬＥＤ照明に経営資源を集中し成長していくことに対し、当社筆頭株主及び創業家一族の当社経営へのコミットメントを従来と同様に維持することが可能となります。当社といたしましても、創業家一族が安定株主として当社経営に関与し続けることが、安定した経営基盤のもとでの持続的な成長の実現に寄与すると判断いたしました。

（※）平成 24 年３月 31 日現在の発行済株式総数に公募による新株式発行数及び第三者割当増資による募集株式数の全株に対し三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の上限 270,000 株を加え、本新株予約権付社債は転換価額が未定であるため、仮に発行決議日の前営業日である平成 24 年５月 18 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（2,478 円）に基づき転換価額を計算した場合において交付される普通株式（373,552 株）を前提として算出しております。

（３）割当先の保有方針

当社は、割当先より、本新株予約権付社債の取得後、これに付された本新株予約権を行使して株式を取得する意向であり、取得した株式については売却を目的とせず、中長期的に保有すると伺って

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

おり、第三者割当による本新株予約権付社債に係る当社と割当先との間の買取契約書にもかかる保有方針を規定しております。当社がＬＥＤ照明に経営資源を集中し成長していくことに対し、割当先及び創業家一族の当社経営へのコミットメントを従来と同様に維持することが可能となり、当社といたしましても、創業家一族が安定株主として当社経営に関与し続けることが、安定した経営基盤のもとでの持続的な成長の実現に寄与すると判断いたしました。

（４）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当先より本新株予約権付社債の発行に係る払込みに必要な金額について、割当先より平成24 年５月 18 日時点の預金残高証明書の写しを受領し、現在の割当先の預金残高について確認を行うとともに、本新株予約権付社債の払込みに際し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行から新たに借入を行う予定であることを割当先及び株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行から聴取しており、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行より融資証明書を受け入れていることを確認していることから借入の実行についての確証を得ております。上記をもって、割当先が保有する預金残高及び融資予定額の金額の合計が、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに必要な金額を上回っていることを確認しており、割当先による本新株予約権付社債の払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

６．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年３月 31 日現在）		募集後	
株式会社アーバン	27.49%	株式会社アーバン	27.05%
株式会社遠藤照明	6.26%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.07%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.78%	遠藤良三	2.98%
遠藤良三	3.33%	遠藤照明従業員持株会	2.81%
遠藤照明従業員持株会	3.14%	日本生命保険相互会社	2.68%
日本生命保険相互会社	3.00%	遠藤正子	2.68%
遠藤正子	2.99%	野村信託銀行株式会社(投信口)	1.63%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.82%	遠藤邦彦	1.53%
遠藤邦彦	1.71%	遠藤協力会社持株会	1.36%

（注）本新株予約権付社債の転換価額は未定であるため、上表における募集後の持株比率の算出にあたっては、平成 24 年３月 31 日現在の発行済株式総数に公募による新株式発行数及び第三者割当増資による募集株式数の全株に対し三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の上限 270,000 株を加え、仮に発行決議日の前営業日である平成 24 年５月 18 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（2,478 円）に基づき転換価額を計算した場合において交付される普通株式（373,552 株）を前提として算出しております。

７．企業行動規範上の手続き

本新株予約権付社債は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第２条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

８．発行要項

別紙３ご参照

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（別紙３）

株式会社遠藤照明
第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)発行要項

本要項は、株式会社遠藤照明(以下「当社」という。)が平成 24 年５月 21 日の取締役会決議に基づいて平成24年６月15日に発行する株式会社遠藤照明第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)にこれを適用する。

1. 社債総額
   金 10 億円
2. 各社債の金額
   金１億円
3. 新株予約権付社債券の形式
   社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規定の適用を受けないものとし、無記名式利札付の新株予約権付社債券(以下「本社債券」という。)を発行する。ただし、本社債券の全部又は一部を記名式とすることを請求することはできない。
   また、本新株予約権付社債は会社法(平成 17 年法律第 86 号)(以下「会社法」という。)第 254 条第２項本文及び第３項本文(今後の改正による後継規定を含む。以下において言及する法令の条文につき同じ。)の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
4. 利率
   年２％
5. 払込金額
   各本社債の額面 100 円につき金 100 円
   ただし、各本新株予約権は無償にて発行するものとする。
6. 償還価額
   各本社債の額面 100 円につき金 100 円
7. 担保・保証の有無
   本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 払込期日
   平成 24 年６月 15 日(以下「払込期日」という。)
9. 償還の方法及び期限

(1) 満期償還
本社債の元本は、平成 27 年３月 31 日(以下「満期償還日」という。)に、同日までの未払残高(第 10 項(2)に定義する。)の支払とともに本社債券と引き替えにその総額を償還する。

(2) 繰上償還
本項(1)の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債券と引き替えに本社債を償還することができる。

イ　当社の選択による繰上償還
当社は、平成 27 年３月 23 日(以下「任意償還日」という。)において、30 営業日以上 60 営業日以内に本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、任意償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

ロ　税制事由による繰上償還

払込期日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、当社が当該償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に償還することができる。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）（以下「法人税法」という。）第 22 条第３項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱がなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。

ハ　上場廃止事由による繰上償還

上場廃止事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内に本社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。以下「上場廃止事由償還通知」という。）を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を各本社債の額面100円につき金100円の割合で、当社が当該償還のために設定する日（以下「上場廃止事由償還日」という。）まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、当該上場廃止事由償還日に償還することができる。

「上場廃止事由」とは、当社普通株式（組織再編行為（下記ニに定義する。）に伴い、承継会社等（下記ニに定義する。）に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式）が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。なお上場廃止事由償還通知に先立って下記ニに基づく繰上償還の通知がなされた場合には、以後本ハは適用されないものとする。

ニ　当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、資産譲渡（資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限る。）承認の議案、又はその他の法令上の組織再編で、その手続により本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続の承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）（以下「組織再編行為」という。）において、当該組織再編行為の後に当社が、（ⅰ）当該組織再編行為の際の適用法令上（当該法令に関する公的若しくは司法上の解釈をも考慮する。）承継会社等（下記に定義する。）に当社の本新株予約権付社債上の義務を移転又は承継させるため本要項に従った措置を講じることができない場合、（ⅱ）上記法令上当該措置を講ずることは可能であるものの当社が最善の努力をしても本要項に従い承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務を移転又は承継させることができない場合、又は（ⅲ）当社の最善の努力にもかかわらず、組織再編行為効力発生日（当該組織再編行為の日若しくは組織再編行為によって企図されている組織再編の効力発生日をいう。以下同じ。）の 25 日前の日のいずれか遅い方の日において、承継会社等の普通株式について日本の金融商品取引所に上場が認められておらず、かつ、当該組織再編行為効力発生日以前若しくはその直後にかかる上場が認められることの確認が当社又は承継会社等により得られていない場合、又は（ⅳ）本社債権者に対し、当該組織再編行為効力発生日若しくはその直後において承継会社等の普通株式が日本の金融商品取引所に上場されることを当社が予定していない旨の証明書（理由を問わない。）を当該組織再編行為以前に交付した場合には、当社は、15 営業日以上前に本社債権者に対し事前の通知をした上で、当該通知において指定した償還日（当該組織再編行為効力発生日より

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

前の日とする。以下「組織再編償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日及び上場廃止事由償還日と併せて「繰上償還日」という。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、組織再編償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに繰上償還するものとする。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、資産の譲受会社又は他の法令上のこれらに相当する会社をいう。

(3) 本社債の満期償還日（繰上償還される場合は繰上償還日）が銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。

(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権又は本社債の一方のみを消却することはできない。

(5) 本社債の償還については、本項のほか、第 17 項に定める劣後条項に従う。

10. 利息支払の方法及び制限

(1) 利息支払の方法

イ　本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（ただし、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれをつけ、平成 24 年９月 30 日を第１回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年３月 31 日及び９月 30 日（ただし、繰上償還される場合には、繰上償還日。なお、一部償還又は一部取得がなされる場合において、その対象とならない本社債についても同様とする。）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第１回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

ロ　利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払を当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。

ハ　次の（イ）乃至（ハ）の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息及び未払残高の支払については、それぞれ以下に定める通りとする。

（イ）本新株予約権が行使された場合：
本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日（当該行使の効力発生日が第１回の利払日前である場合には払込期日）以降、当該本新株予約権の付された各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において未払残高が残存している場合には、当該行使の効力発生日後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。

（ロ）第 16 項(10)に従い当社が本新株予約権付社債を取得した場合：
当該取得日以降、各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該取得日において残存する未払経過利息及び未払残高は、第 16 項(10)ロ（イ）及び（ハ）に従い、本劣後債（第 16 項(10)イに定義する。）の保有者に対して支払われる。

（ハ）償還の場合（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）：
本社債の満期償還日（繰上償還の場合は繰上償還日）以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、繰上償還日において残存する未払経過利息及び未払残高は、第９項の規定に従い償還とともに支払われる。

ニ　本社債の利息の支払については、本項のほか、第 17 項に定める劣後条項に従う。

(2) 任意停止

当社は、その裁量により、その利払日の属する月の第２営業日までに、本社債権者に対し通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる（当該繰延べを以下「任意停止」という。）。任意停止された利息の金額（以下「任意停止金額」と

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

いう。)には、任意停止していなければ当該利息が支払われるはずであった利払日(以下「任意停止利払日」という。)の翌日から、任意停止金額が弁済される日まで(当日を含む。)、第4項に定める利率による利息が付される(なお、当該任意停止金額に関する経過利息に対する利息は生じない。)。任意停止金額及びこれに係る利息は、本要項に別途定める場合を除き、次回の利払日において支払うものとする。ただし、当該利払日においてさらに任意停止がされた場合には、当該任意停止金額及びこれに係る利息は、本要項に別途定める場合を除き、その後最初に到来する利払日において支払うものとし、以降も同様とする。当社は、各利払日において、未払残高に係る債務が生じている場合であって、かつ、当該利払日における本社債の利息及び未払残高の一部のみ支払う場合には、発生時期が早い未払残高及びこれに係る利息に係る債務から順に弁済するものとする。

「未払残高」とは、上記に従い当該時点において残存するすべての任意停止金額及びその経過利息をいう。

(3) 支払の手続

イ　本新株予約権付社債券により表章される本社債の利息は、第27項に定める元利金支払場所において、利札と引き替えにこれを支払う。

ロ　上記(2)に従い、利払日における本社債の利息及び未払残高の一部のみ支払う場合には、当該支払に係る利札に支払を行った日及び支払った金額を記載するものとする。

11. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

12. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

なし

13. 財務上の特約

本社債には財務上の特約は付されていない。

14. 社債権者に対する通知の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

15. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により通知する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本社債券を当社に提示した上で、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

16. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

イ　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

ロ　本新株予約権の行使により当社が交付すべき株式数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記ハ記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合、本新株予約権付社債の新株予約権者により会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

ハ　転換価額

（イ）当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき１株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、平成 24 年５月 21 日の取締役会において決議された公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分に係る発行価格等の決定日(平成 24 年５月 29 日(火)から平成 24 年５月 31 日(木)までの間のいずれかの日とし、当該発行価格等は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式により決定される。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近の取引日の終値)に、1.08 を乗じて算出される金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。

「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

（ロ）転換価額の調整

(A) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(B)に掲げる各事由により当社普通株式の既発行株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。ただし、平成 24 年５月 21 日の取締役会決議に基づく普通株式の発行に伴う調整は行わない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

(B) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ⅰ）下記(D)(ⅱ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、当該発行若しくは処分に関する払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ） 当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、株式分割については株式の分割のための基準日の翌日以降、無償割当てについては株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日(かかる基準日を定めない場合は、当該無償割当ての効力発生日)の翌日以降これを適用する。

（ⅲ）下記(D)(ⅱ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(D)(ⅱ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行又は付与され

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

るものを除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該発行又は付与に関する払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(D)（ⅱ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

（ⅴ）上記（ⅰ）乃至（ⅲ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（ⅰ）乃至（ⅲ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項(11)ホの規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left\{\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{転換価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{転換価額}\end{array}\right\} \times \begin{array}{c}\text{調整前転換価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(C) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額調整式を適用する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(D)（ⅰ）転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（ⅱ）転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、上記(B)（ⅴ）の場合は当該基準日の翌日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

（ⅲ）転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

また、上記(B)（ⅱ）の場合には、転換価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

の数を含まないものとする。

(E) 上記(B)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者の承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(ⅰ) 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、会社分割、株式交換若しくは合併又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

(ⅱ) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ⅲ) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本(ロ)により転換価額の調整を行うときには、当社は、その旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告又は通知する。ただし、上記(B)(ⅴ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記公告又は通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(2) 新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は１個とし、合計 10 個の本新株予約権を発行する。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の割当日

平成 24 年６月 15 日

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権１個の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第 9 項の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年６月 18 日から平成 27 年３月 24 日における第 28 項記載の行使請求受付場所の営業終了時までとする。

ただし、当社が第 9 項(2)イ乃至ニのいずれかにより本社債を繰上償還する場合には、償還日の前営業日における第 28 項記載の行使請求受付場所の営業終了後は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

また、(ⅰ)当社が本項(10)により本新株予約権付社債を取得する場合には、取得日の５営業日前における第 28 項記載の行使請求受付場所の営業終了後から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(ⅱ)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間(かかる期間は、

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

30 日を超えることはできず、当該組織再編行為効力発生日の 14 日後の日以前に終了するものとする。)は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、上記(ⅱ)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する 30 日以上前に通知するものとする。

(9) その他の新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(10) 劣後債を対価とする新株予約権の取得条項

イ　当社は、平成 27 年３月 24 日(以下「取得日」という。)に、その時点において残存する本新株予約権付社債及び本社債券の全部を、下記ロ記載の社債(以下「本劣後債」という。)と引き替えに取得するものとする。取得に際しては、本社債の未払経過利息は支払わないものとし、これに代えて下記ロ(イ)及び(ハ)により処理されるものとする。当社は本(10)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債の全部を消却するものとする。

ロ　新株予約権の取得と引換えに交付する社債の種類

(イ) 本劣後債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本劣後債の利率は、年３％とする。本劣後債の利息は、平成 27 年３月 31 日を第１回目の劣後債利払日(以下に定義する。)としてその日までの分を支払い、その後毎年３月 31 日及び９月 30 日(ただし、本劣後債が繰上償還される場合は繰上償還日。なお、一部償還がなされる場合において、その対象とならない本劣後債についても同様とする。)(以下「劣後債利払日」という。)に、当該劣後債利払日の直前の劣後債利払日(第１回の劣後債利払日においては取得日)の翌日から当該劣後債利払日までの期間(以下「劣後債利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない劣後債利息計算期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

なお、取得日において残存する本社債の未払経過利息は、第１回の劣後債利払日において、本劣後債の利息とともに支払われるものとする。

劣後債利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払を当該劣後債利払日の前営業日に繰り上げるものとする。

(ロ) 本劣後債の償還の方法及び期限

(A)満期償還

(ⅰ)　償還期限

平成 87 年３月 31 日(以下「本劣後債満期償還日」という。)

(ⅱ)　償還金額

本劣後債の元本は、各本劣後債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、本劣後債満期償還日に、同日までの劣後債未払残高(本社債に係る未払残高に準じる。)の支払とともにその総額を償還する。

(B)当社の選択による繰上償還

平成 27 年９月 30 日以降の各劣後債利払日において、当社は、本劣後債の保有者に対して、償還日から 30 営業日以上 60 営業日以内の事前の繰上償還の通知(撤回不能とする。)を行った上で、その選択により、その時点で残存する本劣後債の全部又は一部を、各本劣後債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、劣後債未払経過利息(本社債に係る未払経過利息に準じる。)及び劣後債未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(C)税制事由による繰上償還

取得日以降に劣後債税制事由が生じ、かつ継続している場合、当社は、30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知(撤回不能とする。以下「劣後債税制事由償還通知」という。)を行うことにより、その時点で残存する本劣後債の全部(一部は不可)を各本劣後債の額面 100 円につ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

き金 100 円の割合で、当社が当該償還のために設定する日(以下「劣後債税制事由償還日」という。)まで(当日を含む。)の劣後債未払経過利息及び劣後債未払残高の支払とともに、当該劣後債税制事由償還日に償還することができる。
劣後債税制事由償還通知を行う場合の手続については、本社債における取扱に準じる。
「劣後債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本劣後債の利息が法人税法第 22 条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱がなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。

(D)本劣後債の買入消却は、本劣後債の交付日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

(E)本劣後債の償還については、本(ロ)のほか、下記(ヘ)に定める劣後条項に従う。

(ハ) 利息に関する制限

本社債に係る利息に関する制限(第 10 項(2))に準ずる。なお、取得日現在の本社債に関する未払残高の支払を含む取扱については、本劣後債につき、取得日現在の本社債に関する未払いの任意停止金額の総額を本劣後債の当初の任意停止金額、当該各任意停止金額の経過利息の総額を本劣後債の当初の任意停止金額の経過利息の残高としてそれぞれ付すこととする。上記本劣後債の当初の任意停止金額に付される利息は、上記(イ)の規定にかかわらず、第4項に定める利率によるものとする。

(ニ) 社債管理者の不設置

本劣後債に係る各社債の金額は1億円以上であるため、本劣後債は会社法第 702 条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

(ホ) 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

なし

(ヘ) 劣後条項

本劣後債には、本社債の劣後条項(第 17 項)に準じた劣後条項が付される。

(ト) 期限の利益の喪失に関する特約

本劣後債の社債権者は、会社法第 739 条に基づく決議を行う権利を有さず、本劣後債に関する債務については、本劣後債の要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

(チ) 財務上の特約

本劣後債には、財務上の特約は付されない。

(リ) 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本劣後債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規定の適用を受けないものとし、社債券を発行する。なお、社債券の形式は、無記名式利札付に限り、本劣後債の社債権者は社債券を記名式とすることを請求することはできず、その分割及び併合はしないこととし、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

(ヌ) 上位債権者に対する不利益変更の禁止及び相殺禁止

本劣後債については、本社債における上位債権者に対する不利益変更の禁止及び相殺禁止に係る条項(第 20 項及び第 21 項)に準じた特約が付される。

(ル) 準拠法

日本法

(ヲ) 新株予約権の取得と引換えに交付する社債の種類ごとの各社債の金額及び社債総額の算定方法

各社債の金額及び社債総額は、それぞれ取得する本新株予約権付社債の各本社債の額面金額及びその総額と同額とする。

(11) 本新株予約権の行使請求の方法

イ　本新株予約権の行使請求受付事務は、第 28 項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第1回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

ロ　行使請求しようとする本社債権者は、新株予約権行使により交付される振替株式の記録を受けるための振替口座を株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の定める株式等の振替に関する業務規程に規定される口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)又は機構に開設しておかなければならない。また、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債の銘柄、行使請求額面等を記入し、行使請求しようとする本新株予約権付社債に係る本社債券等を添えて本項(8)に定める行使請求期間中に口座管理機関又は機構に対し、行使請求の取次ぎを請求しなければならない。

ハ　行使請求しようとする本社債権者は、当該本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、本要項に定める単元未満株式の精算のため、新株予約権の行使と同時に当該単元未満株式の買取請求権を行使するための手続を行うものとする。

ニ　行使請求の効力は、行使請求する旨の申し出が口座管理機関及び機構を通じて第 28 項記載の行使請求受付場所に通知された日に発生する。

ホ　当社は行使請求の効力発生後、当該行使請求により交付すべき株式につき、当該本社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関又は機構における振替口座簿の保有欄へ振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

ヘ　本(11)に定めるほか、本新株予約権の行使請求については、機構の定める業務規程その他の規則に従うものとする。

17. 劣後条項

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の(1)及び(2)を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

(1)　劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の額面金額

(2)　同日における当該本社債に関する未払残高及び同日までの(当日を含む。)本社債に関する未払経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件(下記に定義する。)が発生した場合のみ、かつ、劣後事由発生日において最優先株式(下記に定義する。)が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲内でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

(1)　当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合。

(2)　管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法(平成 16 年法律第 75 号)(以下「破産法」という。)の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。

(3)　管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)(以下「会社更生法」という。)の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

(4)　管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)(以下「民事再生法」という。)の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。

「劣後請求権」とは、当社の清算、破産、会社更生又は民事再生手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権又は再生債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

(1)　当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務(下記に定義する。)が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(2)　当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたす

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

べての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含む。)を受けた場合。

(3) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(4) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。)が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

「最優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの)をいう。

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由発生日において最優先株式が残存している場合に、すべての同順位劣後債務(以下に定義し、本社債に関する当社の債務を含む。)が、それぞれ最優先株式であったならば、当社の残余財産から支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務(本社債に関する当社の債務を含む。)に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算、破産手続、更生手続又は再生手続における支払に関する条件及び権利を有するものをいう。

18. 特約

(1) 期限の利益の喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第 739 条第 1 項に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

(2) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

イ 当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、本要項に従い、かかる提案について株主への通知と同時に(かかる株主への通知が必要でない場合には、組織再編行為についての提案についての公表後速やかに)本社債権者に対し通知する。その後可及的速やかに、本新株予約権付社債に関する提案について同様に通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為効力発生日を明記するものとする。また、当社に組織再編行為が生じた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して、同様に、その旨及び予定される当該組織再編行為効力発生日について通知する。

当社が組織再編行為を行う場合、(ⅰ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、(ⅱ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ⅲ)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本要項に従って、本新株予約権付社債上の義務を承継させるための措置をとり、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債上の義務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編行為効力発生日又はその直後において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

ロ 上記イに定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第 16 項(1)ハ(ロ)と同様な調整に服する。
(A) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
(B) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。
(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権１個の行使に際しては、承継された各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、承継された各本社債の額面金額と同額とする。なお、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる承継された本社債は、第 9 項の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、第 16 項(8)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
第 16 項(9)に準じて決定する。
(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
第 16 項(10)に準じて決定する。
(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(リ) 組織再編行為が生じた場合
本項(2)に準じて決定する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

（ヌ）その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、承継された本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる承継された本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

19. 新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

第 16 項(1)ロ記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１株未満の端数はこれを切り捨てる。なお、かかる現金精算において生じた１円未満の端数はこれを切り捨てる。

20. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当社に対し、上位債務にかかる債権を有するすべての者をいう。

21. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)には、第 17 項に規定される劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

22. 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本社債の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定したときは、利払日の到来したものに対してはその利息を支払う。

(3) 本社債券を毀損又は汚損したときは、その本社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

23. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。

24. 欠缺利札の取扱

(1) 償還又は行使請求のために提出される本社債券で、利払日未到来の利札(利払日に行使請求が行われる場合は、その日に利払日の到来する利札を含む。)に欠缺したものがあるときは、次の通りこれを取り扱う。

イ　償還の場合は、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。

ロ　行使請求の場合は、本社債権者がその利札面金額に相当する金額を第 28 項に記載の行使請求受付場所に現金をもって払い込む。

(2) 前号の利札の所持人は、第 27 項に定める元利金支払事務取扱場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。

25. 社債要項の変更

(1) 本要項に定められた事項(ただし、第 12 項を除くものとする。)の変更(第 20 項の規定に反しない限度とする。)は、法令に定めがあるときを除き、当社と全本社債権者の合意又は第 15 項に定める社債権者集会の決議を要するものとし、社債権者集会の決議による場合は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 前号の合意又は社債権者集会の決議は、本要項と一体をなすものとする。

26. 法令の改正等に伴う読み替えその他の措置

会社法その他法令の改正等により本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は所要の措置を講じるものとする。

27. 元利金支払事務取扱場所(元利金支払場所)

株式会社遠藤照明　経理部

28. 行使請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

29. 準拠法

日本法

30. その他

(1) 前記各項に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、常務取締役　鍛冶谷栄司に一任する。

(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、平成 24 年５月 21 日の当社取締役会で決議された公募による新株式発行が中止となる場合、本新株予約権付社債の発行も中止する。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第１回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任で判断なさるようお願いいたします。